

天領

Vol. 53
2010/2



CONTENTS

● 平成21年度 通常総会開催	1
● 役員名簿	2
● 事業運営分担表	3
● 平成21年度 納税功労者表彰	4
● 一税を考える週間行事ー 2009ミニ税金フォーラム	5
● 的場会長 旭日双光章を受章	6
● 知っておきたい税務	7
● 税務処理における誤り易い事例	8
● 石見銀山うらばなし ～ その魅力を探る③～	9
● 青年部だより	14
● 女性部だより	16
● 地域社会貢献活動 大田市内小学校租税教室	17
● 大田市の企業訪問 マチカド酒場「だいだい」	18
ファッションリフォーム サングリーン	19
● 石見大田税務署からのお知らせ	20
● 会員親睦チャリティーゴルフコンペ	21
● 島根県よりお知らせ	22
● AIU保険会社	24
● アメリカンファミリー生命保険会社	25
● 大同生命保険株式会社	26
● 税のこぼれ話 ～ 変わりダネ「兎税」～	28
● 編集後記	28

■ 京都瓜生山舞子連中

京都造形芸術大学の学生と石見神楽温泉津舞子連中との交流は2004年、温泉津温泉夏祭りへの神楽への参加から始まりました。温泉津ものづくりネットワークに加盟していた、同大学の卒業生が呼びかけたもので、現在は35名の学生たちが「京都瓜生山舞子連中」の名称で大学の正式な授業として活動をし、石見神楽の習得と公演を行っています。

毎年、温泉津で開催する、夏の海神楽、正月に行う新春神楽を温泉津舞子連中（20名）とともに企画運営し、地域の魅力を発掘する活動も行っています。

7月5日には京都造形芸術大学2010年度公開連続講座『日本芸能史「聖と俗」』（京都芸術劇場）のなかで、神楽の実演として石見神楽温泉津舞子連中・京都瓜生山舞子連中合同での舞台を披露します。

平成21年度 通常総会開催

平成21年度通常総会は、5月26日、大田商工会館において、来賓に武田石見大田税務署長、竹下中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

今後の公益法人制度改革について、一層の組織強化と事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人会として積極的に社会貢献活動を展開したいとの挨拶がありました。その後、議事に移り、第1号議案「平成20年度事業報告並びに収支決算承認の件」、第2号議案「平成21年度事業計画並びに収支予算案承認の件」、第3号議案「役員改選の件」をそれぞれ満場一致で可決しました。なお、新役員として理事に波多野瑠璃子氏(株はたの産業)、杉谷誠司氏(有みどりや)。監

事に尾川隆康氏(株尾川建築設計事務所)が選任されました。

総会終了後、石見大田税務署の阪本上席国税調査官から平成21年度税制改正について説明会を開催しました。



平成20年度(第21期)収支決算書 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

収入の部				
科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 会費	6,000,000	5,543,000	△ 457,000	
1) 一般会費	5,800,000	5,363,000	△ 437,000	
2) 青年部会費	200,000	180,000	△ 20,000	@5,000円
2. 事業費補助金	4,400,000	4,386,900	△ 13,100	全・県法連助成
3. 社会貢献補助金	0	300,000	300,000	
4. 事業収入	100,000	61,000	△ 39,000	ゴルフコンパ参加料・チャリティー基金
5. 繰入金	3,000,000	2,211,912	△ 788,088	記念事業引当金
6. 雑収入	81,787	286,698	204,911	預金利息、祝金他
当期収入合計(A)	13,581,787	12,789,510	△ 792,277	
前期繰越収支差額	3,418,213	3,418,213	0	前年度繰越
収入合計(B)	17,000,000	16,207,723	△ 792,277	

支出の部				
科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 事業費	9,400,000	9,011,152	△ 388,848	
研修・講習会等費	4,200,000	4,190,916	△ 9,084	講演会・資料配付外
社会貢献活動費	0	100,000	100,000	
会報発行費	700,000	565,400	△ 134,600	
女性会活動費	500,000	386,205	△ 113,795	女性会事業費
青年部活動費	1,000,000	856,719	△ 143,281	青年部事業費
人件費	0	700,000	700,000	人件費按分
社団化20周年記念事業	3,000,000	2,211,912	△ 788,088	
2. 会議費	1,200,000	715,613	△ 484,387	
総会費	400,000	301,150	△ 98,850	総会
役員会費	400,000	194,194	△ 205,806	役員会
委員会費	400,000	220,269	△ 179,731	委員会開催費
3. 管理費	4,100,000	3,058,759	△ 1,041,241	
人件費	2,500,000	1,800,000	△ 700,000	人件費
事務局費	500,000	421,942	△ 78,058	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	30,000	△ 170,000	慶弔費外
旅費	250,000	129,317	△ 120,683	出張旅費
負担金	500,000	596,500	96,500	県法連、税団協等
租税公課	80,000	81,000	1,000	法人県市民税
雑費	70,000	0	△ 70,000	
4. 予備費	2,300,000	0	△ 2,300,000	
当期支出合計(C)	17,000,000	12,785,524	△ 4,214,476	
当期収支差額(A)-(C)	△ 3,418,213	3,986	3,422,199	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	3,422,199	3,422,199	

平成21年度(第22期)収支予算書 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘要
1. 会費	5,800,000	6,000,000	△ 200,000	会費
1) 一般会費	5,600,000	5,800,000	△ 200,000	
2) 青年部会費	200,000	200,000	0	
2. 事業費補助金	4,400,000	4,400,000	0	全・県法連助成金
3. 事業収入	100,000	100,000	0	ゴルフコンパ参加料外
4. 繰入金	0	3,000,000	△ 3,000,000	
5. 雑収入	77,801	81,787	△ 3,986	預金利息等
当期収入合計(A)	10,377,801	13,581,787	△ 3,203,986	
前期繰越収支差額	3,422,199	3,418,213	3,986	
収入合計(B)	13,800,000	17,000,000	△ 3,200,000	

支出の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘要
1. 事業費	7,100,000	9,400,000	△ 2,300,000	
研修・講習会等費	4,200,000	4,200,000	0	経済講演会・租税教育・資料配布他
会報発行費	700,000	700,000	0	会報発行
女性会活動費	500,000	500,000	0	女性会事業費
青年部活動費	1,000,000	1,000,000	0	青年部事業費
人件費	700,000	0	700,000	人件費按分
社団化20周年記念事業	0	3,000,000	△ 3,000,000	記念式典・講演会他
2. 会議費	1,200,000	1,200,000	0	
総会費	400,000	400,000	0	総会費
役員会費	400,000	400,000	0	役員会費
委員会費	400,000	400,000	0	委員会開催費
3. 管理費	3,400,000	4,100,000	△ 700,000	
人件費	1,800,000	2,500,000	△ 700,000	人件費
事務局費	500,000	500,000	0	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	200,000	0	慶弔費
旅費	250,000	250,000	0	出張旅費
負担金	500,000	500,000	0	県法連、税団協
租税公課	80,000	80,000	0	租税公課
雑費	70,000	70,000	0	雑費
4. 予備費	2,100,000	2,300,000	△ 200,000	
当期支出合計(C)	13,800,000	17,000,000	△ 3,200,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 3,422,199	△ 3,418,213	△ 3,986	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

平成21年度 (社)石見大田法人会役員名簿

役 職	氏 名	事 業 所 名
会 長	的 場 章 好	島根中央信用金庫
副 会 長	竹 原 鐵太郎	(株)たけはら
〃	小 川 良 知	(有)小川商店
常任理事	竹 下 績	(株)中央計算センター
〃	石 田 弘 行	島根中央マルキ(株)
〃	俵 隆	三瓶生コン(株)
〃	廣 山 勝 秀	石見銀山農業協
〃	森 田 博 久	森田製菓(株)
〃	波多野 諭	東幸建設(株)
〃	内 藤 芳 秀	(有)内藤米穀
〃	原 勝 正	(有)中和電機公司
〃	山 崎 勝 宏	(有)山崎組
〃	河 村 賢 治	(有)河村畳店
理 事	和 田 正	(有)和田食品
〃	有 間 隆	(株)セラミカ
〃	芝 尾 金 男	(株)シバオ
〃	堀 博 彦	(株)堀工務店
〃	石 橋 秀 利	島根ゼオライト(有)
〃	齊 藤 寛	(有)齊藤文具店
〃	中 村 俊 郎	中村ブレイス(株)
〃	原 信 行	原醤油(有)
〃	峠 輝 義	(有)峠建設
〃	荒 尾 寛	(有)椿窯
〃	布 引 慎 一	(有)布引商店
〃	谷 本 隆 臣	(株)シグナル
〃	重 富 俊 雄	(有)重富製パン
〃	林 恭 清	林商事(株)
〃	細 田 年 成	(有)日商
〃	山 内 要 次	山内モーター(有)
〃	波多野 瑠璃子	(株)はたの産業
〃	杉 谷 誠 司	(有)みどりや
監 事	福 田 弘 吉	(有)福田金物
〃	尾 川 隆 康	(株)尾川建築設計事務所

顧 問	寺 戸 隆 文	大田商工会議所会頭
参 与	梶 恒 雄	大田商工会議所

平成21年度 事業運営分担表

委員会名	総務委員会	広報委員会	事業委員会	福利厚生委員会
分担事業項目	1. 会員からの要望事項のとりまとめ研究 2. 会員の増強と組織の強化 3. 諸会議の開催 4. その他本会の総務	1. 法人会会報の発行 2. 参考情報の拾収集 3. 参考図書、資料等の周知と配布 4. その他	1. 各種説明会 2. 講演会等の企画開催 3. その他本会事業の企画開催	1. 経営者大型保障制度の推進 2. 経営者年金制度の推進 3. ガン保険制度の推進
担当副会長	竹原副会長	小川副会長	竹原副会長	小川副会長
委員長	内藤芳秀	齊藤寛	波多野論	福田弘吉
副委員長	原信行	河村賢治	石橋秀利 林恭清	波多野瑠璃子
委員	中芝山竹俵峠和森石内原福原尾 村尾内下田田藤田川 俊金要輝博弘芳信弘勝隆 郎男次績隆義正久行秀行吉正康	竹廣河杉原谷齊尾原石石山荒 下山村谷本藤川橋田内尾 績秀治司行臣寛康正利行次寛 勝賢誠信隆隆勝秀弘要	廣山勝秀司 杉谷誠諭 波多野瑠璃子 波多野橋間輝恭勝俊芳年博隆 石有峠林山中内荒細堀谷 崎村藤尾田本	芝河森波多野福齊布俵重細堀有波多野 尾村田野藤引富田間 金賢博弘慎俊年博瑠璃子 男治久論吉寛一隆雄成彦隆

平成21年度 納税功労者表彰

～ (社)石見大田法人会に石見大田税務署長感謝状 ～

石見大田税務署の平成21年度納税功労者表彰式が「税を考える週間」の初日、11月11日に大田商工会館大ホールにおいて挙行されました。

表彰式では、島根県西部県民センター所長様、大田市長様をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人並びに国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に努められた個人・団体に大野石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

税務署長表彰は、石見大田青色申告会連合会理事として申告納税制度の普及と青色申告会の組織強化などに功績のあった長谷和宏氏が受彰されました。

また、税務署長感謝状は租税教育の推進に功績

のあった大田市立静間小学校校長の原田敏隆氏とe-Taxの普及推進に功績のあった税理士桃木孝雄氏、銀の道商工会、(社)石見大田法人会に贈呈されました。

大野署長は式辞の中で、「受彰者の日頃の熱意と多年の努力に感謝します」と述べ、e-Taxの利用促進などさらなる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受彰者を代表して長谷和宏氏が「身に余る光栄、国民の一人として、また、納税協力団体の一員として、当然のこと」と謝辞を述べ、表彰式を終えました。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健康をお祈り申し上げます。

● 石見大田税務署長表彰 ●



大田市青色申告会連合会
理事 長谷和宏氏

● 石見大田税務署長感謝状 ●



大田市立静間小学校
校長 原田敏隆氏



税理士
桃木孝雄氏

【e-Tax利用促進団体】
(社)石見大田法人会・銀の道商工会

—税を考える週間行事— 2009ミニ税金フォーラム

石見大田法人会の税を考える週間の事業として本年も2地区においてミニ税金フォーラムが開催されました。

石見大田税務署大野署長の講話と恒例になっています和気藹々としたクイズ方式により税知識を少しの緊張感のなか和やかに楽しみながら身近に感じていただくフォーラムとなりました。

来賓／主催者

東部地区会場



波根町 石原旅館
11月12日(水) 午後4時

石見大田税務署 大野 利昭 署長
中野 慎治 総務課長
藤原 道則 統括国税調査官
税理士 月森 豊 先生
税理士 勝部 幸吉 先生
大同生命保険(株)
アメリカンファミリー保険会社代理店
石見大田法人会 竹原鐵太郎 副会長

西部地区会場



温泉津町 のがわや旅館
11月16日(月) 午後4時

石見大田税務署 大野 利昭 署長
中野 慎治 総務課長
藤原 道則 統括国税調査官

税理士 安田 正弘 先生

税理士 揖 伸 先生

大同生命保険(株)

アメリカンファミリー保険会社代理店

石見大田法人会 的場 章好 会長

小川 良知 副会長

両地区とも主催者として東部では竹原副会長、西部では的場会長の挨拶に始まり石見大田税務署大野署長の挨拶と講話をいただき、和やかなクイズの勝ち抜き戦を行いました。第一問は全員正解でしたが徐々に難しい問題が出はじめ自己申告による正解回数の多さにより決勝戦が行われ東部では用意した設問が最後の1問で優勝者が決りユーモラスに進行した事務局も冷や汗をかきました。

東部地区

優勝 サンベ電気株式会社 村田真理子さん
準優勝 島根中央信用金庫大田営業部 南山 祐子さん
三位 島根中央信用金庫久手支店 山崎 豊さん

西部地区

優勝 有限会社石央オート 川口 登さん
準優勝 有限会社クリーンゆのつ 白井 秀政さん
三位 有限会社都野印刷 多田 聡さん

両会場とも最後に法人会に多大な協力を頂いています大同生命保険(株)とアメリカンファミリー保険会社よりご挨拶を頂き法人会における保険制度の意義と有効性の一端を知ることが出来ました。

そして参加者同士の親睦を深め和やかなうちに終了致しました。

的場会長 旭日双光章を受章

当法人会と大田商工会議所の共催により、
祝賀会を開催



主催者代表挨拶
大田商工会議所 寺戸会頭



お礼の挨拶
的場章好氏



アトラクション
和太鼓演奏 あゆみ太鼓

当法人会の的場章好会長（島根中央信用金庫理事長）は、昨秋の叙勲に際し、地方金融業界に寄与した功績、地域商工業の振興への寄与などにより、旭日双光章受章の栄に浴されました。

的場会長は、昭和32年、島根中央信用金庫の前身である川本信用金庫に奉職以来、現在に至るまで金融業務一筋に歩み、「相互扶助の精神」を原点とする協同組織の経営理念を基本として、地域経済の繁栄と地域住民の豊かな生活の実現のために努力を続けてこられました。

平成9年、理事長就任後は、日本版ビッグバンが始動する中で、堅実でかつ積極的な信用金庫経営を目標として顧客志向の経営に徹し、地域にな

くてはならない信用金庫を目指して力を注がれました。

平成18年には、より健全で強固な経営基盤を構築することが必要との判断から出雲信用組合との合併を行ない、店舗戦略の見直し、統廃合による組織体制の再構築、人事制度の改革による人事考課制度の導入を実施し、地域経済の発展に寄与する信用金庫として、堅固な経営体質を築き上げた功績は多大であります。

当法人会と大田商工会議所は、的場会長の受章を祝う会を昨年12月14日、大田商工会館において、大田市長様、信金中央金庫中国支店長様をはじめ関係者80名の参加により盛大に開催しました。

知っておきたい税務

欠損金の繰戻し還付が、出来ます

Q 米国発の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響を受けて、当社も赤字決算が予想されます。

何か良い方法はありませんか

A 中小法人等の欠損金の繰戻し制度が、復活しました。

1. すでに収めた法人税が戻ってくる。

中小法人等の、平成21年2月1日以後に、終了する各事業年度に於いて生じた、欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の、適用が受けられることになりました。

2. 対象となる中小法人等

青色申告書を提出する以下の法人

- ①資本金（または出資金）1億円以下の普通法人
- ②公益法人等
- ③協同組合等
- ④人格のない社団等

3. 欠損金の繰戻し還付制度の内容

青色申告書を提出する法人は、その申告書に記載された欠損金額を、その事業年度（欠損事業年度といいます）開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付事業年度といいます）に繰戻して、次の算式による法人税額の還付を請求できることとされています。

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

（注）分母の金額が限度とされます。

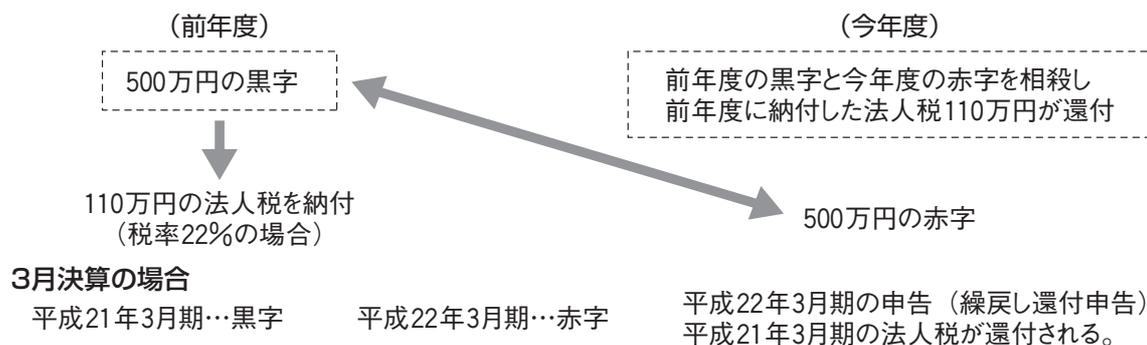
なお、申告要件として、以下の要件を満たす必要があります。

- ①還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ②欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

4. 適用時期

この制度の適用時期は、平成21年2月1日以後に終了する各事業年度となっていますので、平成21年2月決算法人から、適用を受けることができます。

繰戻し還付が出来るケース



（文責編集部）

税務処理における誤り易い事例

受取配当等の益金不算入制度の適用誤りについて

最近、受取配当等の益金不算入制度の適用誤りについて指摘されるケースが発生しています。

指摘の内容は、「外貨建等証券投資信託のうち、特に外貨建資産又は株式以外への運用割合が高い証券投資信託の収益の分配（＝特定外貨建等証券投資信託）については益金不算入の対象とはならない」、というものです。

特定外貨建等証券投資信託とは

外貨建等証券投資信託のうち、その約款において外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが75%以下に定められているもの以外のものを特定外貨建等証券投資信託といいます。

(1) 制度の概要

法人が内国法人から配当等を受けた場合には、その受取配当等は企業会計上では当然収益として計上されますが、法人税法上は、その配当等の基となる株式等の区分に応じて、その配当等の額の全部又は一部を益金の額に算入しないこととされています。

(2) 益金の額に算入されない受取配当等

益金の額に算入されない受取配当等とは次のもの（外国法人、公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。）です。

- ① 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限り
ます。）
- ② 利益の配当
- ③ 剰余金の分配（出資に係るものに限り
ます。）
- ④ 中間配当（資産の流動化に関する法律第115
条1項に規定する金銭の分配の額）
- ⑤ 特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定
株式投資信託を除く。）の収益の分配

- ⑥ 証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信
託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券
投資信託を除く。）の収益の分配のうち、左
記①から③に掲げる金額から成る部分の金額
- ⑦ みなし配当（法人税法第24条に規定するも
の）

(3) 益金不算入にならないもの

配当等に類するものでも、次のようなものは益金不算入の規定の適用を受ける配当等には該当しません。

- ① 出資先法人で損金等となっているもの
協同組合等の事業分量配当
特定目的会社の配当
投資法人の配当等
- ② 株主等の地位に基づかないもの
保険会社の契約者配当金
名義換え失念株に基づく配当金等
- ③ 二重課税の排除に関係のないもの
外国法人から支払いを受けた配当金
公益法人等から支払いを受けた配当金等

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～③

石見銀山ガイドの会 顧問 西本俊司

石州文禄丁銀と朝鮮侵攻

プロローグ

平成21年4月、私は眼下はるかに、春霞に煙る玄界灘を見渡せる高台、佐賀県の「名護屋城址」に立っていた。傍らには、自然石に「太閤が睨みし海の霞かな」(月斗)と刻まれた句碑が立っていた。それは、あたかもその時の周囲の情景と私の心情をそっくり詠みこんだ句であった。

今回は、今から400年以上前に、銀が大きな要因となって引き起こされた「文禄・慶長の役」についてお話ししましょう。



「太閤が睨みし海の霞かな」月斗

大陸侵攻の胎動

豊臣秀吉は、天正10年(1582)、本能寺の変で織田信長が亡くなってから8年後、関白、太政大臣となり、九州の島津氏や関東の北条氏、奥羽を平定して日本を統一した。

かつて生前に信長が持っていた「シナ(当時は明国)を武力で征服する」野望を、秀吉も膨らませ、大陸侵攻への基盤体制を着々と進めていた。それは、「検地」「刀狩り令」「身分統制令」「海賊停止令」「キリシタン禁令」の実施であり、琉球国、高山国(台湾)、フィリッピンへの「服属入貢」の要求であった。特に、陸路明国へ侵攻の途中、朝鮮通過の協力「仮途入明」を要求したがこれを拒絶されたこともあって、朝鮮侵攻が具体化されてきた。そこで大陸侵攻の拠点として、肥前名護屋の築城と壱岐対馬に「御座所」の普請を命じていた。秀吉自ら渡海して陣頭指揮を執る予定で、いよいよ臨戦態勢へと入って行った。時に天正19年(1591)のことであった。

文禄の役(1592～1597)と講和交渉

天正20年(1592)4月12日、九つの軍に編成された約16万の将兵の内、第一軍である小西行長の率いる日本軍が釜山(現プサン)を攻撃して戦端が開かれた。こうして以後7年間に及ぶ朝鮮国・明国を巻き込み、朝鮮半島を主戦場とした大陸への侵攻戦(文禄・慶長の役)が始まった。

秀吉は、京都を立て一か月後の4月25日に、

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～③

肥前名護屋城に到着した。各大名は城を中心として半径3 kmの範囲に120～130の陣を構えていた。その陣屋跡は今でも残り、内20箇所は国の史跡に指定されている。当時の城下（現唐津市）は、10万を超える将兵が在陣し、30万人とも推定される巨大都市が短期的に出現したのであった。

開戦20日後には、加藤清正が加わった軍勢は、朝鮮の国都である漢城（現ソウル）攻略を果たし、石田三成が朝鮮奉行として派遣された。その後軍勢は平壤（現ピョンヤン）も手に入れ、明国国境の鴨緑江まで攻めていった。しかし、攻勢もここまですべて、朝鮮国兵、義兵、民衆の激しい抵抗に遭い、更に明国の救援軍の派遣もあって、徐々に劣勢に立って行った。加えて朝鮮国水軍によって制海権を失い、武器・食料の輸送路を断たれ、漢城も平壤も奪回されてしまった。

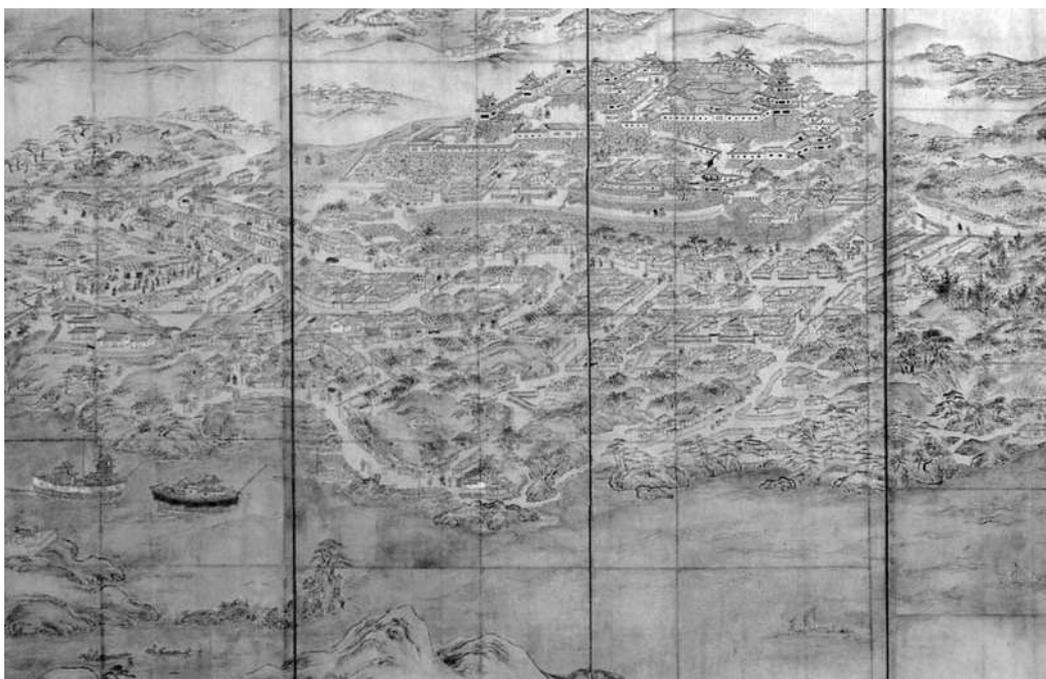
こうして、文禄5年（1596）、和議折衝が開始され、秀吉は明国の大使と大阪城で引見した。しかし、朝鮮国王子の不参加・秀吉を日本国王とする・朝鮮に築城した城砦の破却・日本軍の撤退など朝鮮国への隷属条件が多く、受け入れできないとして交渉は決裂した。

慶長の役(1597～1598)から終戦へ

慶長2年（1597）2月、九州・四国・中国の諸大名を主力とした約14万の兵を、朝鮮半島の南部周辺の支配を目的として派遣し、慶長の役が始まった。なじみの諸将には小早川秀秋・宇喜多秀家・毛利輝元・鍋島直茂・島津義弘・黒田長政・加藤清正らがいた。

しかし、秀吉が慶長3年（1598）8月8日、62歳で死去すると、その死を隠して撤退を決意した。各地での反抗・追撃にあって難航しながらも、11月には撤退を完了した。この慶長の役では、日本軍による朝鮮人民の拘引・強制連行が、前の役よりもいっそう多く行われたこと、戦功の証としての「鼻切」（詳細は後述）も徹底して行われたことなどが知られている。

こうして、文禄・慶長の役（韓国では壬申・丁



名護屋城図屏風

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～③

酉～ジンシン・テイユウ～の倭乱) と呼ばれる朝鮮国土を戦場とした戦争は、日本軍の敗退という形で終息を迎えた。

戦費はどこから



石州文禄丁銀

永禄5年(1562)、毛利元就は石見銀山を掌中に収めた。当時秀吉は、木下藤吉郎と名乗り、弱冠25歳であった。それから20余年後、石見銀山に目を付けた秀吉は、毛利側との和平交渉がまとまり、直属家臣を石見銀山に派遣した。

その後、日本は金銀のラッシュを迎えるが、その引き金となったのは、

石見銀山、生野銀山、佐渡金銀山であった。ぼう大な金銀は、秀吉を狂わせ、「石見銀山の銀は、秀吉が朝鮮出兵を決意する重大な力になった」と言わしめるほどであった。

朝鮮出兵の前線基地であった名護屋城の築城を始めた時、博多で「石州銀」と刻んだ軍用銀貨を鑄造していた。「橡トチ」の葉の形をした厚さ2分、長さ7寸の銀貨で「文禄石州丁銀」と呼ばれている。戦が終わった後もこの銀貨は、朝鮮で使われていたといわれる。

丁銀類は地名・年号の入っていないものが一般的だが、この丁銀には、「石州銀 文禄二卯月□」の極印が打たれている。銀判の中に地名である

「石州」の入っているのはこの一類だけで、石見銀山の資料としてはこれに優るものはない。

その他「文禄の役」に際して、秀吉は直轄鉱山であった生野銀山の銀を用いて「文禄通宝」を鑄造させて莫大な戦費の一部に充てたとされている。



—トラ年にちなんで—

加藤清正の虎退治

文禄・慶長の役による諸大名の朝鮮における虎の捕獲は、「虎退治」「虎狩り」などと称され、特に加藤清正虎退治の武勇伝として後世に語り継がれていった。

秀吉は、自らの肉体の衰えを感じてか、渡海した大名に対して、虎を捕獲して、その肉・骨・内臓などを塩漬けにして送るよう指示を出していた。また、「虎皮」が贈与の対象になったりもしていた。命を受けた諸大名は、拳って「虎狩り」を行った。しかし、獰猛な虎の捕獲は、容易なことではなく、虎にかまれるなど負傷して命を失うものもいた。虎狩りによる戦力の損失を憂慮してか、送られてくる虎の数が大量だったのか、虎の効果の限界を感じたのか、しばらくすると、秀吉は虎狩りの停止を命じた。

その時の虎は、チョウセントラ(シベリアトラ)で、現在では絶滅したといわれている。



虎狩りの様子 3人で虎退治



石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～③

耳塚(鼻塚)

京都は東山36峰の一つ、秀吉の墓のある阿弥陀が峰の麓、三十三間堂の北、国立京都博物館の隣に豊国神社、その西に方広寺跡がある一帯が、秀吉ゆかりの史跡となっている。その一隅に朝鮮侵略の遺跡「耳塚(鼻塚)」がある。

今から55年前の昭和30年の事、私が京都の大学生であった頃、京都市のガイドを目指して史跡の研修をしている時に初めて見た。何と先人は惨いことをしたものだという単純な思いであった。

それから時が流れて平成7年。大田市と韓国の大田(テジョン)との交流事業で中学生を引率することになり、その事前下見で韓国を訪れた。ソウルから南へ行った所に、「独立記念館」という大きな建物があり、それは一種の歴史博物館であった。そこの日本と関連のフロアへ案内された。両開きの大きな木製のドアを開けると、なんとその正面の壁一面に、40年ぶりに見るあの耳塚の写真が拡大されて貼ってあった。通訳のガイドさんの声がひととき大きく耳に響いてきた。「これが韓国と日本との忌まわしい歴史の原点です。」以下どんな歴史があったのかは、ジオラマジヤ映像、資料で延々と見せられた。

その後今日まで、石見銀山のガイドとして勉強する中で、その資金(軍費)の大半が、わが故郷石見銀山から出ていることを知り、愕然とするとともに、得も言われぬ慙愧の念に苛まれたのであった。

この耳塚は、日本国なら論功行賞・戦功の証として敵の首を持ち帰っていたのが、文禄・慶長の

役ではそれが叶わないために、耳・鼻を削いで塩漬けにして樽に入れて持ち帰った。これらを受け取った秀吉は、慶長2年(1597)9月28日、

方広寺西の塚に葬り、大施餓鬼法要を行った。以後「耳塚(鼻塚)」と呼ばれるようになった。

高さ5mばかりの円形の塚の上には、五輪塔が建てられ、その前にはいつもきれいな花が供えられ、時には千羽鶴も掛けられている。私が行った平成20年には、韓国の観光客のバスが着いて、たくさんの人が手を合わせていた。平成19年にタクシーで行った時は、タクシーの運転手が「なんで在日韓国の人は、これを壊さないやろか」と私に問いかけた。私は答えた。「史跡として丁寧に扱ってあるし、法要もしている。もし無くなったら、両国の大事な史実が消され、反省も・懺悔も・反戦も・平和も後の人たちが考える史料がなくなるでしょう」と。

塚の傍らにある京都市の説明板を、以下原文のまま記してみる。



耳塚(鼻塚) 千羽鶴が掛けられて

史跡 方広寺石塁および石塔

昭和44年4月12日指定

「耳塚(鼻塚)」

この塔は、16世紀末、天下を統一した豊臣秀吉がさらに大陸へも支配の手を伸ばそうとして、朝鮮半島に侵攻したいわゆる文禄・慶

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～③

長の役（朝鮮では壬申丁酉の倭乱）－1592～1598－にかかわる遺跡である。

秀吉輩下の武将は、古来一般の戦功のしるしである「首級」のかわりに、朝鮮軍民男女の鼻や耳をそぎ、塩漬けにして日本に持ち帰った。それらは秀吉の命によりこの地に埋められ、供養の議がもたれたという。これが伝えられる「耳塚（鼻塚）」の始まりである。（略）

秀吉が引き起こしたこの戦争は、朝鮮半島における人々の根強い抵抗によって敗退に終わったが、戦役が遺したこの「耳塚（鼻塚）」は、戦乱下に被った朝鮮民衆の受難を、歴史の遺訓として、いまに伝えている。 京都市



エピローグ

このようにして様々なつめあとを残した戦は、「人さらい戦争」とも言われて、日本へ連行された人は5万とも7万とも言われている。学者・文人・医者・陶工・縫製工などの技術者だけでなく、女性や子供を含めた一般民衆までも労働力として連行された。このことは有田焼・唐津焼などの陶磁器をはじめ、日本の文化に大きく貢献した一方、日韓の歴史に大きな汚点を残していった。

平成21年春、私は大阪城に匹敵するといわれる広い名護屋城の天主台跡に立って、春霞の立つ、のどかな玄界灘を眺めて、さまざまな思いにとらわれていた。

秀吉が、ここに立って海を睨み、思っ



名護屋城の崩れた石垣に散る桜

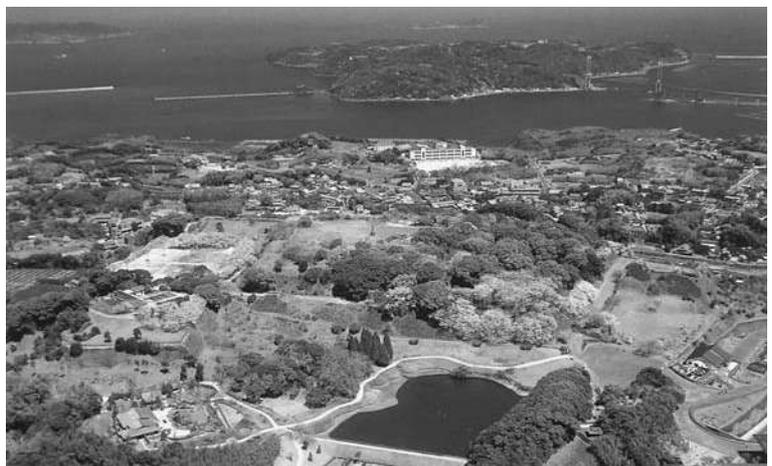
たことは何であっただろうか。－勝利の決意、戦況への憂い、無謀な野望への後悔…。秀吉は文禄2年（1593）、淀君が秀頼を出産すると同時に大阪城に帰城して、ここ名護屋城で指揮を執ることは二度となかった。

崩れた城の石垣に、はらはらと散る桜を眺めながら、人間の果てしない欲望が生んだ悲惨な出来事に思いを馳せながら、しばしたたずんでいた。

（参考文献）

「石見銀山よもやま」石村勝郎著

「秀吉と文禄・慶長の役」名護屋城博物館刊



名護屋城跡の全景 遠く壱岐・対馬が見えることも



第23回 法人会全国青年の集い 岩手大会

2009年11月5日(木)～6日(金)

去る11月5日(木)～6日(金)の2日間岩手県盛岡市の地において、第23回法人会全国青年の集い・岩手大会が開催され、石見大田法人会青年部から杉谷会長をはじめとする会員2名にて参加いたしました。

11月5日(木)杉谷会長は部会長サミットへ参加、全国の各法人会青年部部会長との意見交換ならびに交流を深めました。部会長サミットⅠにおいては、全国11会の租税教育活動のプレゼンテーションが行われ、最優秀賞(1会)、優秀賞(2会)を選考し、表彰されました。部会長サミットⅡでは、今、子どもたちに何を伝えられるか～法人会の存在意義と租税教育～と題し、基調講演が行われたのち、昨年同様、本来の青年部会の在り方とその存在意義について真摯に話し合われました。

11月6日(金)盛岡市民文化センターにて開催された大会式典、記念講演に出席しました。この度の岩手大会では「イーハトーブ2009岩手発見!」をテーマに、100年に一度と言われる世界的な金

融不安、国内では中央と地方の格差がますます広がり地方は疲弊している状況を、今一度中小企業が元気をとり戻し、日本経済を発展させて、次世代に引き継ぐために私たち法人会会員がまず元気になり納税し、日本を、地域を、元気にしていかななくてはならないと強く感じる大会でした。

昨年の長崎大会で初めて設置された、租税教育活動の紹介並びに表彰が今年も行われ、各地域で活動する事例を聞き、世界遺産のある大田市に於いて、石見銀山の歴史と税との関わりを地域の子どもたちに知ってもらい、郷土愛の育成と租税教育を同時に行う事が出来るのではないだろうかと感じました。他の活動を知ることで今後の石見法人会青年部が取り組む事業のヒントを頂きました。

この度ご参加いただきました、石見大田法人会青年部会員の皆様大変お疲れまでした。そして全国大会参加の為にご尽力いただきました、税務署、商工会議所各位に厚く御礼申し上げます。

林 陽一

東京ビジネス・サミット2009視察報告

去る11月4日(水)～5日(木)の2日間東京ビッグサイトにおいて開催された、第23回東京ビジネス・サミット2009に、石見大田法人会青年部 杉谷会長をはじめとする会員12名で参加しました。

東京ビジネス・サミットとは、全国の中小企業の事業拡大に直結するビジネスマッチング(取引先紹介)の場であり、出展企業と商談したい相手企業先の経営者、バイヤー等が来場し商談を行います。各出展ブースは「ビジネス支援」「ものづくり」「快適ライフ」「食」「売れ筋商品」「地域ベンチャー」の6つのゾーンに分けられ、それぞれのゾーンで熱心に商談が進められていました。出展企業数は383社と2日間の来場者は1万8千人と来場者の多さに驚きました。

各ブースには全国津々浦々の隠れた逸品が展示しており、各出展企業の方々も様々な売込み、提案により来場者へのPRにはとても力が入っており、感心させられました。中でも地域が連携して取り組んでいる「地域ブース」は元気があり、地域で売り込もうと一体感がありました。その他発想の転換で事業展開する企業等すべてを説明はできませんが、様々な「明日へ繋がるヒント」があり、とても参考になりました。

その一方我々の地域にも十分に通用する地域資源や、全国に通用する技術があり自信を持てる視察でもありました。このような視察を通して、地域経済の活性化が図れるよう法人会青年部として継続していこうと思います。

この度ご参加された石見大田法人会青年部会員の皆様大変お疲れ様でした。

和田 守司



ルミナリエ見学と神戸港めぐりの旅 役員視察研修旅行（1泊2日）を実施

12月3日、4日の2日間、女性部会役員13名と事務局2名計15名は、視察研修で神戸市へ出かけました。1日目は阪神・淡路大震災の教訓を学ぶ「人と防災未来センター」の見学、異人館めぐり、夕食後には、大震災の発生を機に鎮魂と追悼、街の復興を祈念して行われている「神戸ルミナリエ（光の装飾）」を見学。2日目は「灘の酒蔵（白鶴酒造資料館）」を見学、その後、遊覧船による「神戸港めぐり」を楽しみ帰途に着きました。

2日間の旅行で震災の恐ろしさと防災の必要性をあらためて感じるとともに神戸の復興に一同感心しました。

参加者からは、社会勉強と親睦が図れ、大変有意義であった、来年も是非実施して欲しいとの声がありました。

今回の旅行では、観光の合間に税金クイズをするなど税に対する理解を深めることが出来たことをご報告します。



e-Tax（国税電子申告・納税システム）をPR

「税を考える週間」がスタートした11月11日、女性部会は大田町のファミリーデパート「パル」、大田ショッピングセンター「さんのあ」、長久町ロックタウンの「ジャスコ」の3カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシと花の種を配布しました。

当日は、波多野瑠璃子女性部会長をはじめとする女性部員12名のほか、大野石見大田税務署長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様へe-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。



大田市内小学校 租税教室

社団法人石見大田法人会青年部は石見大田税務署、大田市青色申告会と協力して平成22年1月26日から2月5日にかけて、大田市内の五つの小学校で高学年を対象に租税教室を開催致しました。

租税教室は税の必要性や税金のしくみについて子供に出来るだけわかりやすく説明を行い、理解させ、税金の意義及び納税の大切さを教えることを目的としています。

租税教室の進め方として、簡単なプリントを配布し、それに沿って行いました。

まず始めに、税金の種類について、続いて消費税について説明し、消費税の税率について質問をしたところ、首をひねる子が多く、5%という消費税率をあまり知っていないと感じました。

その後、買い物した時に納めた消費税が税務署から日本銀行に行き、次に国会でお金の使い方を話し合っ、形を変えてみんなの所に最後には戻ってくるという説明をしました。そして形を変えて戻ってきた税金は何に使われているかを、消防署、信号、道路、コンビニ、銀行、年金等様々なプレートの子供に黒板に貼ってもらうゲームを行いました。質問の時は人見知りしておとなしかった子供達が、このときはみんな黒板の前でわいわいと問題に積極的に取り組んでいました。ただ、学校によっては活発な発言があったり、様々

な反応があったようで、大田市という一地域内の学校ごとに色々な特色があることがわかりました。

貼り終わった後十分間、面白く楽しく税金がわかるDVDのアニメを上映しました。そのDVDを見終わって、先ほど黒板に貼ったプレートの答えがみんな理解できたようでした。

最後にまとめとして、「税金とは安全で豊かに暮らしを送るために、みんなで出し合って負担する社会の〇〇のようなもの。〇〇には何が入りますか？」と質問しましたが、設問が少し難しかったかも知れません。答えは会費なのですが、大人でもこの問いには色々な答えがあることでしょう。

今回のような租税教育を続けていくことにより、学校教育ではなかなか教える機会が少ない税金や納税について、子供の頃から理解させていくのは本当に大切なことだと租税教室に参加し痛切に感じました。

納税する時に、ついつい「税金を取られた。」という言葉を使いがちですが、「税金を納める。」という正しい言葉使いを子供に聞かせて育てることも、普段の生活の中で租税意識を高めるために必要なのでは？と思いました。

石見大田法人会青年部

副会長 藤原 誠治

マチカド酒場 「だいだい」 (有)小川商店



住 所 大田市大田町大田口1187-9
TEL・FAX 0854-83-7600
営業時間 18:00~24:00 (ラストオーダー 23:00)
店 休 日 毎週日曜と第1・3水曜 (当面)。
店長ブログ <http://blogs.yahoo.co.jp/machikadosakabadaidai>



温泉津町温泉津が本社の(有)小川商店が昨年10月20日、大田市大田町に大衆酒場を開店しました。

(有)小川商店は石油、運輸、食品販売、不動産、飲食店の5部門を手がけ、ルーツは江戸時代、温泉津の地で廻船問屋としての創業にさかのぼり、現在では山陰道整備事業に運輸、石油部門などで取り組んでいます。

同社専務、小川知興^{ともおき}さんが温泉津にUターンしたのは2003年。その後、'05年6月に温泉津温泉街にカフェバー「路庵^{ろあん}」を個人事業で開店。築100年を超える町屋を「ジャパニーズモダンスタイル」に大改修した同店は、重要伝統的建造物郡保存地区の温泉津で補修第1号物件として注目を集めました。

マチカド酒場「だいだい」は知興さんの路庵店主経験を活かし、(有)小川商店(会社)としての開店となりました。

「だいだい」という店名は^{だいだい}橙色、オレンジ色という意味で「代々」に通じる縁起の良い色であり、「元気」「情熱」「スタミナ」を連想しての命名だ

そうです。

空き店舗だった物件を知興さん友人の設計士、京都「タテマニア」遠藤直久さんと共にリノベーションしました。

メニューは、石見豚のホルモン焼きなど多彩でボリューム感たっぷり、地酒・プレミアム焼酎・梅酒などを中心に飲み物は90種類以上。不定期に開催される島根和牛を提供する「肉祭り」は告知と同時に予約満席という人気ぶりです。



ファッションリフォーム

サングリーン
株式会社 みどりや

大田駅前通りに店舗をかまえる、婦人服オーダーの店 みどりや洋装店の直し部門として、昭和57年に本店と道を挟んだ現在の場所で、開店されました。

開店のきっかけは広島の直し専門店の盛況振りを聞き視察に行かれ、大田でも既製品の洋服などお直しの需要があると判断されたとのこと。

《あなたの装いおしゃれに節約》をモットーに、その後30年近く地域の婦人に限らず紳士の洋服の寸法直し、婦人服作り替え、本来の本業の婦人服の仕立て、かけつぎを主な営業内容になさっておられるそうです。

ところで〔かけつぎ〕と言う聞きなれない言葉を皆さんはご存知でしょうか？

全国的には〔かけつぎ〕〔かけはぎ〕大体2通りの言い方が在るようですが、タバコの火穴、虫喰い穴、引っ掛けきず等で破れたときに、繊維の一本一本を織りなおしてその部分の補修をしてわかりにくくすることです。実際に見せていただきましたが、素材にもよるそうですが、表からはまったくわからず、裏を見て破れを補修していたと確認できたほどでした。

専門店ならびに職人は県内には看板を掲げているのは松江に1軒あるだけとか。全国的にも職人

設立	昭和34年6月2日
所在地	大田市大田町大田イ300-6
電話	0854-82-0215 (本店と共通)
FAX	0854-82-7820 (本店と共通)
ホームページ	http://fish.miracle.ne.jp/law-1/
メール	midoriya@mx.miracle.ne.jp
資本金	900万円
事業内容	婦人服製造販売、洋服直し

さんの数の少ない業種だそうです。

広島にかけつぎ職人は数名程度しかいませんが、サングリーンさんでは、そのうちの一人と30年来のお付き合いがあり、遠方からの依頼にもかかわらず丁寧に仕上げているそうです。

一度そのようなトラブルになった際は相談されると良いかも知れません。

また工業化の取り組みも前向きにされており、平成17年には島根県産業振興財団の設備貸与を利用され、島根県内でも数台しか縫製工場に納入実績のないJUKI製鳩目穴かがり機を導入され、プロ仕様の技術をお直しにもおしみなく活用されて、顧客ニーズにこたえておられました。

また町内に数年前までは2～3店舗のお直し専門店があったが高齢化や事業転換などで現在実店舗での営業をしているのは1店だけになったそうで、遠方の高齢者の方や、男性客が最近増加傾向にあるそうです。

何となく近隣の高齢化している環境がかいまみえたような気がしました。

最後に、

無理と決め付けず何でも気軽にご相談ください
とのこと。

消費社会から節約社会への風潮が強まる昨今にはぴったりマッチした、エコロジーな洋服再生事業の訪問でした。



石見大田税務署からのお知らせ

確定申告書の作成はインターネットで!!

所得税・贈与税の申告・納税は
3月15日(月)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は
3月31日(水)まで

税務署では皆様方の確定申告の利便性の向上、申告会場の混雑緩和のため、自宅に居ながら申告書が作成できる「国税庁ホームページ」の利用を推進しています。

作成された申告書をデータ送信して提出することもできます。

この場合最高5,000円の税額控除が受けられますが、平成22年分の確定申告で最終となります。

①平成21年分の申告は申告書の作成にアタック!紙に印刷して提出

②平成22年分の申告はe-Taxにチャレンジ!税額控除をゲット
してみたいかがでしょうか。

申告書の作成は「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」で!

画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。作成した確定申告書等データはe-Taxでデータ送信又は確定申告書等を印刷して税務署へ提出することができます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。



e-Tax を利用される方にはメリットがたくさん!

- ①最高5,000円の税額控除(平成19年分又は平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)
- ②添付書類の提出省略(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③還付金がスピーディー(3週間程度に短縮)
- ④3月15日(月)までは24時間いつでも利用可能



社団法人 石見大田法人会主催
第49回
会員親睦チャリティーゴルフコンペ

第49回会員親睦チャリティーゴルフコンペが11月21日（土）大社カントリークラブに於いて参加者30名8組の参加のもと、賑やかに開催されました。

当日、恒例の的場会長の挨拶の後、ルール説明があり的場会長の始球式によりスタートしました。

当日は、前日の雨も上がり薄日のさすも、気温の低い一日でしたが、皆さん、寒さと戦いながら、好プレー、珍プレー、ナイスショットなど、笑顔や苦笑の顔が続出し、法人会ならではの雰囲気、異業種交流、又、年齢、男女を越えた歓談の場としての会員親睦ゴルフコンペの一日でした。

表彰式

競技終了後、クラブハウス2階に於いて、表彰式、懇親会が開かれ、今日のコンペの成績での反省など、楽しい談笑の内での成績発表、的場会長の挨拶に引続いて、表彰式が始まりました。

優勝者	(有)渡辺眞工務店	渡辺眞司
準優勝	三井金属資源開発(株)	田平康夫
3位	(株)ウエダ	植田和人

その他、飛び賞、DC賞、NP賞、DT賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に手打そばの参加

賞も渡され、全員和やかな内に、来春のコンペに思いをはせ、景気回復を祈り、次回のコンペが盛大になります事を願って、帰路に着きました。

優勝者の喜び

優勝者 (有)渡辺眞工務店 渡辺眞司氏

恒例の法人会チャリティーゴルフコンペに参加させて頂き栄えある優勝。幸運な一年を占める事が出来ました。

私は、ゴルフ歴15年、過去、数々のコンペにチャレンジして参りましたが、今回のスコア82は、過去ベストスコアで、ホールアウトする事が出来たと思っています。

当日、ハンディの自己申告の罵声、又、メンバーにも恵まれず、優しいキャディ様を頼りに必死で戦った私自身を誉めてやりたいと思っています。

今年度もあと僅かとなりました。大変厳しい経済、社会情勢の中、来年度、我が社が生き残る事が出来、法人会に在籍していれば、又、来年度も楽しいコンペに参加させて頂く事をお約束させて頂きます。

最後に大同生命様には、副賞として高価賞品を頂きました事、心よりお礼を申し上げ、優勝者コメントに変えさせて頂きます。

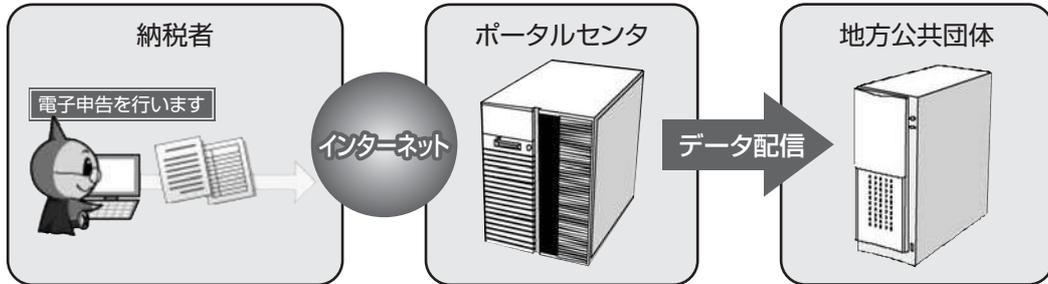
島根県よりお知らせ

地方税ポータルシステム

エル タックス
eLTAX

地方税もネットで申告!

eLTAXは全国の地方公共団体が共同で運営する
地方税の総合窓口システムです。



eLTAXにすると...

- 窓口へ出かけなくても自宅やオフィスから申告できます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて送信できます。
- 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。
(※eLTAX対応ソフトに限ります。)
- eLTAX用ソフト(PC desk)で申告書が作成できます。



提供しているサービスは...

【申告手続き】

- 法人都道府県民税・事業税、地方法人特別税 (※島根県税でご利用いただける申告手続きです)
- 法人市町村民税 ■固定資産税(償却資産) ■個人住民税(給与支払報告書等)
- 事業所税

【電子納税】

島根県への法人三税の申告納税についてご利用いただくことができます。

利用可能な地方公共団体は...

全都道府県及び
18政令指定都市を含む658市町村

全国の
市町村・特別区に
順次拡大中です!



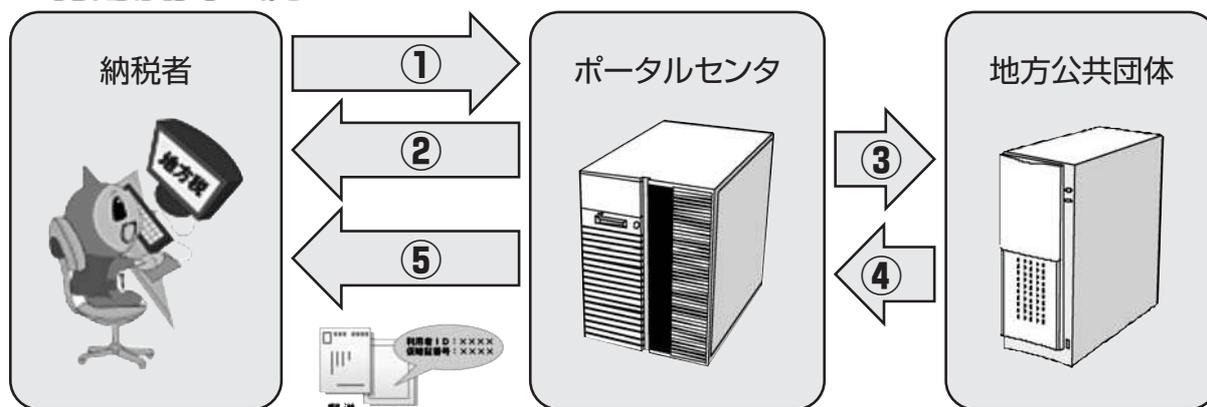
県内市町村も松江市をはじめ16市町がサービス提供中
〔他の市町村も現在eLTAX利用を検討中です〕

まずは利用届出から!

- 納税者の電子証明書を取得してください。
※代表的な電子証明書は「公的個人認証サービス」(通称「住基カード」)です。
併せてカードリーダーもご準備ください。
- 税理士関与の利用届及び電子申告の場合、
「納税者の電子証明書」は不要です!



《利用届出の流れ》



- ①「eLTAX」のホームページから電子申告システム(eLTAX)の利用届出を送信
- ②送信結果の即時通知
※送信結果一覧画面で「利用者ID」と「仮暗証番号」を確認することができます。(※ID要保管)
- ③利用届出データ送信(ポータルセンタ→地方公共団体)
- ④利用届出の審査終了を送信(地方公共団体→ポータルセンタ)
- ⑤「利用者ID」「仮暗証番号」を通知(e-mail)
※①の手続きから手続き完了通知(メール)のお届けまで3~5日程度かかります。
通知内容は②内容と同じで、その時点で②のID等が有効となります。

納税者自ら利用届出及び電子申告をご利用になる場合

まずは「eLTAX」のホームページをご覧ください。
届出の手順のデモ画面やマニュアルなども用意されていてわかりやすく説明されています。

ホームページは
こちら!

利用届出は、eLTAXホームページから
<http://www.eltax.jp/>

定額+賠償の「ダブル補償」で、 万一の労働災害から企業経営を守ります。

定額補償 業務中のケガ等による入院や通院、万一の死亡、後遺障害を補償。



賠償補償 死亡事故での法律上の損害賠償責任を1災害500万円まで補償。

さらに

高額賠償時代に対応!!

補償額をアップの上、死亡以外の業務上の身体の障害による法律上の賠償責任も最高**1億円***まで補償することができます。

*使用者賠償責任補償特約をセットした場合

私の会社は、
ガードが固い。



〈ハイパー任意労災の特長〉

- 従業員はもちろん、パート・アルバイト、派遣社員・構内下請作業員まで貴社の業務に携わる全員を補償。
- 業務中はもちろん、通勤途上のケガも補償。
- 保険金の会社受取が可能。※ご契約時に補償の対象となる方の同意を頂くことにより会社受取が可能となります。
- 従業員数に関係なく売上高と事業種類から保険料を算出するシンプルな方式。人員の増加・入替りがあっても保険料は不変。
※概算保険料方式のご契約の場合は、保険期間終了後に精算する必要があります。
- 24時間電話健康相談サービスを無料でご提供。
※本サービスは、AIU保険会社の受託先であるティーベック株式会社をご提供します。ティーベック株式会社から本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
※なお、本サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 近年、労災の申請・認定件数ともに増加傾向にある過労死(労災認定された脳・心疾患等による死亡[®])を補償します。
※死亡補償保険金のお支払いに際しては、死亡の原因となった脳・心疾患等を発病した日および死亡した日が保険期間中であること等が条件となります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

法人会の **会員専用** アットワーク

ハイパー任意労災

業務災害総合保険

引受保険会社



AIU保険会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
TEL 03-3216-6611

お問い合わせ・資料のご請求は今すぐ

0120-321-564

通話料 無料 受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

FAX **03-5619-2529**

ホームページ <http://www.aiu.co.jp>

このご案内は保険の概要をご説明したものです。この保険の詳細につきましては弊社、または弊社代理店にお問い合わせください。

A-000106 2009年11月現在の内容です。

アフラックの
「医療保険」は
契約件数
(平成21年版
「インシュアランス生命保険統計号」より)

No.1

EVERが 生まれ変わって、 新登場!

保障の幅が広がりました!

＼新登場／

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

病気・ケガの一生涯保障

スタンダードプラン

入院給付金日額 10,000円	
病気・ケガで 入院したとき	疾病入院給付金 1日につき 10,000円 (1日目から)
	災害入院給付金 1回の入院につき 最高60日まで、病気・ケガ それぞれ通算1,095日まで
病気・ケガで 手術を受けたとき、 放射線治療・ 先進医療を 受けたとき	手術給付金
	手術(重大手術を除く) 入院なし1回につき 5万円
	重大手術 入院あり1回につき 10万円 開頭・開胸・開腹手術など 1回につき 40万円
	放射線治療給付金 1回につき 10万円
病気・ケガの 入院後に 通院したとき	疾病通院給付金 1日につき 6,000円
	災害通院給付金

・保険期間:終身 ・契約年齢:0歳~満80歳
・入院給付金日額10,000円については、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

●月払保険料 入院給付金日額 10,000円

〈新EVER〉スタンダードプラン 定額タイプ [個別取扱]

契約年齢	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	4,030円	5,312円	7,456円	10,968円
女性	4,120円	4,786円	6,264円	8,858円

・保険料払込期間:終身

※2009年10月1日現在

＋〈新EVER〉にプラス!

健康保険制度適用外の
先進医療の保障を
上乗せしたい方は…

女性特定の
病気の保障を上乗せ
したい方は…

その他の特約

総合先進医療特約

アフラックの
女性疾病特約

長期入院特約
ケガの特約
終身特約
三大疾病増額特約

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。
Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
島根支店
〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6
法人会フリーダイヤル 0120-876-505

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

石見大田法人会 0854-82-0765
代理店 南チェスト 0854-82-2226
松栄㈱ 0854-82-6730

25

法人会会員のみなさまに
経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型21

大同生命の定期保険※1 ※1 ニーズに合わせて各種のタイプをご用意しております
+
AIUのグループ傷害保険※2 ※2 フルタイム担保特約、天災危険担保特約等セット

事故によるケガで医師の治療を受けた場合、
実際に病院などに支払った金額を保障します。
また差額ベッド代も保障します。

(注)

傷害医療費用保障

(AIUのグループ傷害保険部分の保障内容です)

傷害医療費用保障 (傷害医療費用保険金)

傷害により医師の治療を受けた場合、事故の日から365日以内に治療のため被保険者が負担した費用(治療費・入院費用等)を契約金額までお支払いします。
※傷害医療費用保障はグループ傷害保険の特約であり、傷害医療費用保障のみでの契約はできません。
(注)差額ベッド代—医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。



個室に入院…。
ケガも心配だが、
差額ベッド代も心配。

こんな場合でも
お支払いの対象になります。
(傷害医療費用保障の一部事例)

1日あたりの入院に伴う
自己費用負担額

20,100円 (平均入院費用)

出典:生命保険文化センター

『平成19年度 生活保障に関する調査』

・平均入院費用の算出は治療費、食事代、差額ベッド代を含む
高額療養費制度払戻し前の金額

<引受保険会社>

DAIDO 大同生命保険株式会社
http://www.daido-life.co.jp/



AIU 保険会社
マイニュー・インフラランス カンパニー

〒130-8560
東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

●お問合せは…

大同生命保険株式会社
松江営業支社 出雲営業所
〒693-0028 出雲市塩治善行町12-2
TEL 0853-21-4552 FAX 0853-24-1713

E-21-1054-S(業)①(平成21年10月9日) 使用期限(平成22年3月31日)
104-358 B-000674 有効期限(10-03)

法人会会員のみなさまに
 経営者大型総合保障制度
 企業保障プラン

総合型21

5,000万円コースの保障内容(モデルプラン)

	保障内容	総合型21の保障	(参考) 疾病重点型の保障	
事故の場合	死亡保障	死亡されたとき 総合型21 ①③ 疾病重点型 ①⑬	1億円 5,000万円(大同生命) 5,000万円 (AIU)	1億円 (大同生命)
	高度障害保障	所定の高度障害状態になられたとき 総合型21 ① 疾病重点型 ①⑬	5,000万円 (大同生命)	1億円 (大同生命)
	障害保障 (総合型21は後遺障害保障)	所定の障害状態になられたとき 総合型21 ③ 疾病重点型 ⑭	程度により 150万円~5,000万円 (AIU)	程度により 100万円~700万円(大同生命)
	傷害医療費用保障	医療・入院加療等の費用を負担されたとき (事故日から365日以内) ④	100万円までの実費 (AIU)	—
	休業保障	傷害がもとで事故日から180日以内に 就業不能となられたとき (就業不能開始から2年間を限度・平均所得日額限度) ⑤	1日につき 10,000円 (AIU)	—
	入院保障	・不慮の事故により1日以上入院されたとき、1日目より 60日目まで(1入院につき支払日数60日限度) ※通算支払日数については、「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。②	1日につき 10,000円 (大同生命)	1日につき 10,000円 (大同生命)
	手術保障	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表において 手術料の算定対象となる手術、 または先進医療に該当する手術を受けられたとき ②	(入院中の手術*2)1回につき 20万円 (入院を伴わない手術*2) 5万円 1回につき (大同生命)	(入院中の手術*2)1回につき 20万円 (入院を伴わない手術*2) 5万円 1回につき (大同生命)
	通院保障	傷害がもとで通院により医師の治療を受けられたとき (事故日から180日以内で90日限度) ③	1日につき 6,000円 (AIU)	—
	放射線治療保障	・公的医療保険制度の医科診療報酬点数表において 放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき ・先進医療に該当する放射線照射または温熱療法を 受けられたとき ②	1回につき 10万円 (大同生命)	1回につき 10万円 (大同生命)
病気の場合	死亡・高度障害保障	死亡もしくは所定の高度障害状態になられたとき ①	5,000万円 (大同生命)	5,000万円
	入院保障	・所定の特定疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)*1で 1日以上入院されたとき、1日目より1,095日目まで (1入院につき支払日数1,095日限度) ・所定の特定疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)*1以外で 1日以上入院されたとき、1日目より60日目まで (1入院につき支払日数60日限度) ※通算支払日数については、「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。②	1日につき 10,000円 (大同生命)	1日につき 10,000円 (大同生命)
	手術保障	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表において 手術料の算定対象となる手術、 または先進医療に該当する手術を受けられたとき ②	(入院中の手術*2)1回につき 20万円 (入院を伴わない手術*2) 5万円 1回につき (大同生命)	(入院中の手術*2)1回につき 20万円 (入院を伴わない手術*2) 5万円 1回につき (大同生命)
	放射線治療保障	・公的医療保険制度の医科診療報酬点数表において 放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき ・先進医療に該当する放射線照射または温熱療法を 受けられたとき ②	1回につき 10万円 (大同生命)	1回につき 10万円 (大同生命)

()内は、それぞれの保障の引受保険会社を表しています。

※各保障に付されている番号は、それに対応する下記の主契約および特約を表しています。

【統合型21】

①大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

②無配当総合医療特約(特定疾病長期入院保障型)

③AIUのグループ傷害保険

④傷害医療費用保険金支払特約⑤休業保険金支払特約⑥天災危険担保特約

⑦メディカル総合保険特約(グループ傷害保険用)⑧補償制度費用等担保特約(事業主費用(事業承継相談費用)担保)⑨フルタイム担保特約⑩傷害危険不担保特約

(メディカル総合保険特約用)⑪長期入院療養一時金不担保特約(メディカル総合保険特約用)⑫特定疾病診断給付金不担保特約(メディカル総合保険特約用)等セット

【疾病重点型】

①大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

②無配当総合医療特約(特定疾病長期入院保障型)③無配当災害割増特約

④無配当傷害特約

*1 お支払対象となる特定疾病については、「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。

*2 「入院中の手術」とは、災害入院給付金、疾病入院給付金または特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術をいいます。また、「入院を伴わない手術」とは、前記の入院中以外に受けた手術をいいます。

*3 公的医療保険制度における一部負担金は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

●この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合、保険料率の引き上げやグループ傷害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

●上表の保障内容は、所定の範囲内で保障額や組み合わせを変更することができます。詳細については、担当者にお問い合わせください。

●このプランの担当者は、大同生命の担当者(生命保険募集人)であり、AIUの担当者(損害保険募集人)でもありません。

・生命保険募集人:大同生命の生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。したがって、生命保険契約は、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

・損害保険募集人:AIUの損害保険募集人は、AIUの損害保険契約締結の代理権を有しております。

◎この資料は、平成21年10月現在の商品内容に基づき記載しており、将来、変更することがあります。

◎この資料には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または担当者にお問い合わせください。

変わりダネ「兎税」

東京府において、明治6(1873)年12月に創設された「兎税」^{うさぎぜい}は、明治維新と税金を考える上で大変興味深いものである。

地方税の中には、犬税などの税目もあるが、兎税はこれとは全く異なる懲罰的な税であった。

兎税は、兎の所有者にその登録を義務付け、1羽につき1ヶ月金1円の高額な税金が賦課された。

無届けで兎を所有するものには、1羽につき金2円の罰金が課され、兎会なども禁止するという極めて厳しい内容である。

東京府がこのような厳しい兎税を課したのは、投機的な兎の売買を禁止したいという意図があった。

当時、東京を中心に外来の珍種の兎の飼育が大流行し、中には1羽数百円もする兎も現れるに至った。

こうした兎熱は、東南アジアの兎がことごとく日本に輸入された、と言われるほどであった。

市中には兎市が立ち、あちこちで兎の競売や番付発表などが行われ、旧大名や裕福な市民ばかりでなく、庶民にまで広がっていった。

当然投機熱を利用した詐欺やトラブルが多発し、財産を失うものさえ現れることになる。

明治維新という新しい時代への庶民の不安が、こうした悲喜劇を生み出したと言ってよい。

東京府が、こうした兎の投機的売買を禁止できなかったのは、兎の売買には多くの場合、外国商人が関与していたからである。

自由な商取引を禁止することは、外国からの圧力で実施できないし、内政的にも職業の自由を政府が侵すことはできなかった。

これらはいずれも明治政府の基本政策にかかわることであった。

そこで東京府は、司法省と協議して高額な兎税を決定したのである。

外務省と大蔵省は、こうした課税には反対であった。特に大蔵省は、罰則的な意味合いの税金は本来の税金から逸脱していると強く反対した。

しかし、当時の新政府内では、後に「明治6(1873)年政変」と言われる政府首脳の対立が深刻化していた。兎税はこのどさくさの中で、大蔵省の許可を得ずに創設されたものである。

兎税により流行は一旦は沈静化したが、明治9(1876)年には無届けに対する罰則が強化されるなど、隠然として兎の売買は続けられた。

編集後記

世相は衆議院選挙後、民主党政権が誕生し注目を集めた功罪併せ持つ仕分け作業等を含めた対応や政治資金の問題を含め激動の余波を受け今後の国のあり方、地方行政の行方や地方経済そして医療福祉等市民生活への影響に不安感が増幅しています。

また、この大田市においても市立病院の外科医の転出による、緊急時の命に関する問題等緊急的難題が市民に不安感をもたらしています。

暗い話題ばかりでなく、冬季オリンピックがよいよ開催します。本紙をご覧頂きます頃は日本

人選手のメダルの獲得に一喜一憂しておられるかもしれません。また各スポーツにおける若い優秀な選手の台頭は期待感が膨らみ、今年の各スポーツ観戦が見逃せないものになりそうです。

前回の天領52号の西本俊司先生による「石見銀山うらばなし」は大変反響があり法人会員以外の多くの方々から冊子を求める要望が寄せられました。今回も力作を寄せて頂きました。西本先生をはじめ御協力頂きました皆様に感謝を申しあげ編集後記と致します。

(齊藤)

社団法人石見大田法人会
会報「天領」第53号

平成22年2月発行

発行所 社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540
